

長野県における脳血管障害者への運転支援活動

桔梗ヶ原病院リハビリテーション部

須田広樹

【抄録】

2014年に道路交通法が改正され「一定の病気等」に該当する者に対する運転者対策が強化されました。この「一定の病気等」には脳卒中が含まれており、脳血管障害のリハビリとして各病院での対応が求められてきました。これに対し、長野県では「長野県障がい者運転支援連絡会」を設立し、各関連施設との情報共有などを行ってきました。

今回は、この連絡会をご紹介させていただくとともに運転支援の中で言語聴覚士の役割について高次脳機能という一面からご提案をさせていただきたいと思います。